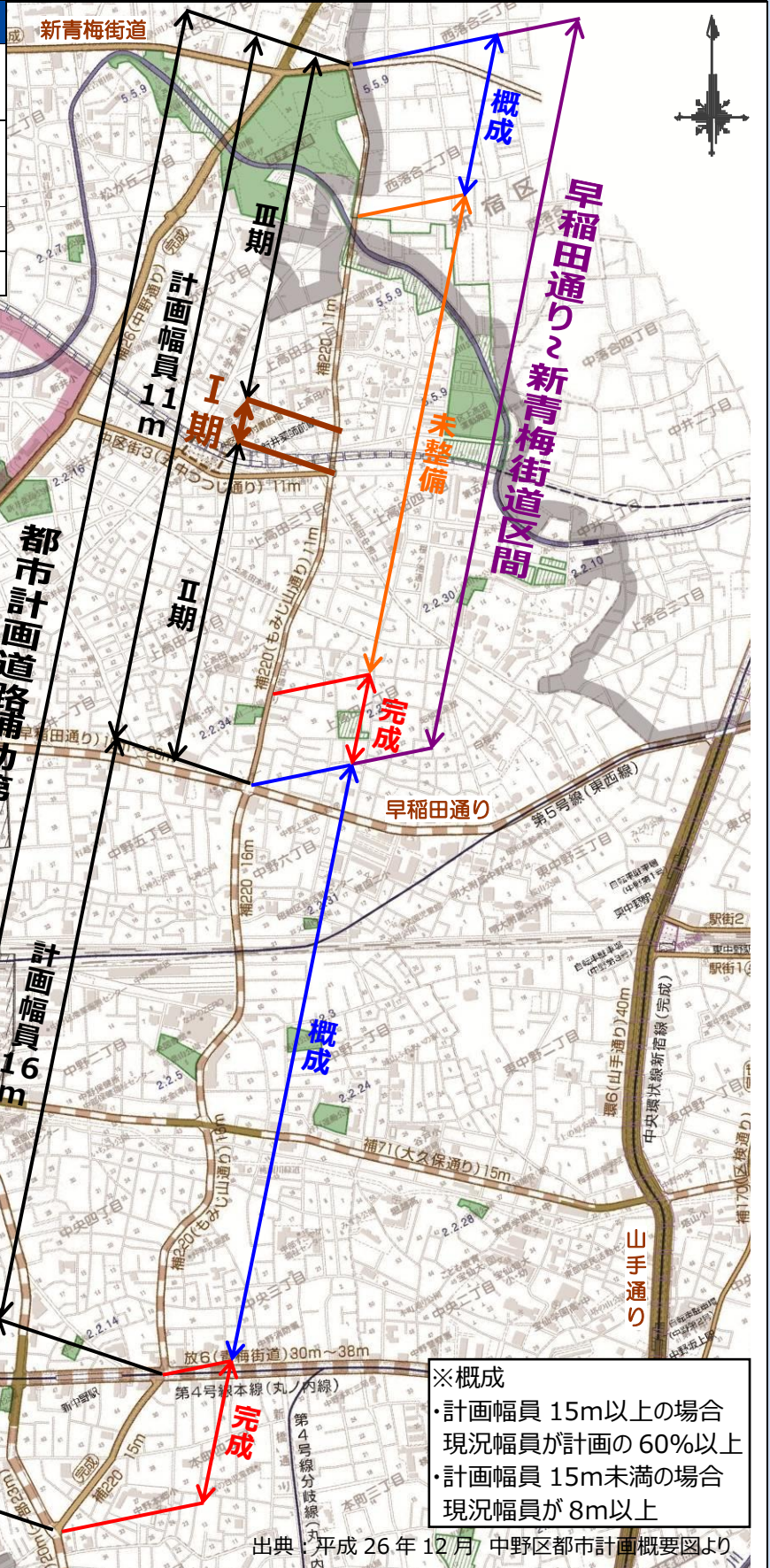


東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 220 号線 (西武新宿線鉄道交差部 (早稲田通り~新青梅街道区間 I 期)) 事業説明会

補助第 220 号線の都市計画概要

都市計画決定	昭和 41 年 7 月 30 日 (建設省告示第 2428 号)
位置 (起点~終点)	中野区 本町四丁目~松が丘一丁目
延長	3,470m
計画幅員	11m、15m、16m



※概成
 ・計画幅員 15m 以上の場合
 現況幅員が計画の 60% 以上
 ・計画幅員 15m 未満の場合
 現況幅員が 8m 以上

補助第 220 号線の位置づけ

中野区都市計画
マスタープラン
(H21年4月)

- 「マスタープランでの位置づけ」
- ・補助幹線道路軸
 - ・補助幹線道路沿道地区
 - ・一般延焼遮断帯

西武新宿線沿線
まちづくり計画
(H21年11月)

- 「まちづくり方針」
- ・駅周辺の魅力化
 - ・駅前の交通利便性の向上
 - ・商店街の活性化
 - ・災害に強い市街地へ改善
 - ・歴史文化資源の保全と活用

西武新宿線沿線
まちづくり整備方針
(H27年9月)

- 「地区の将来像」
歴史文化の薫りを求めて、誰もがゆっくり散策できるまち
- 「実現のための施策」
- ① 新たなにぎわいの創出
 - ② 交通基盤の強化
 - ③ 防災性の向上
 - ④ 自然や歴史文化資源を活用したまちづくり

新井薬師前駅周辺地区の地区整備方針図



補助第 220 号線の必要性と整備効果

南北道路ネットワークの形成

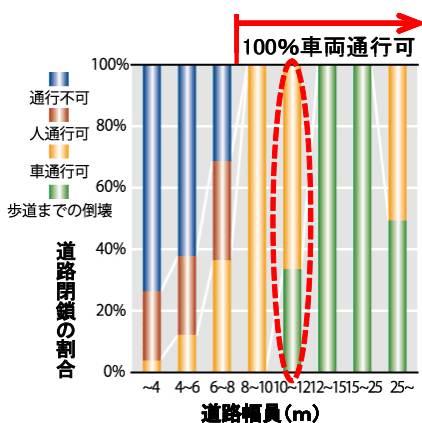


周辺交通環境の改善



防災まちづくりへの貢献

緊急車両の通行空間確保



都市整備研究会 道路幅員と道路閉鎖の関係より

避難場所へのアクセス性向上

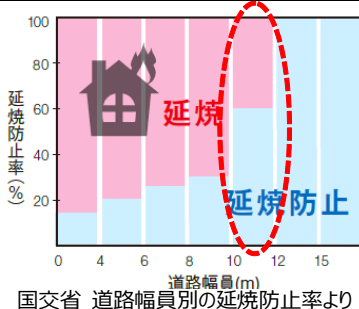


東京都 地震に関する地域危険度測定調査より

周辺地域との交通の繋がり強化



延焼遮断帯による防災性の向上



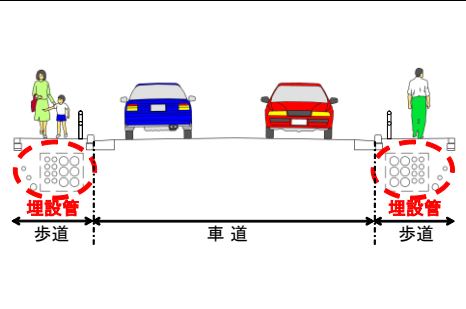
国交省 道路幅員別の延焼防止率より

地域防災に資する道路



東京都 防災都市づくり推進計画より

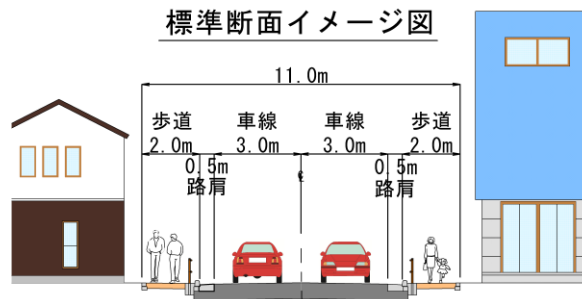
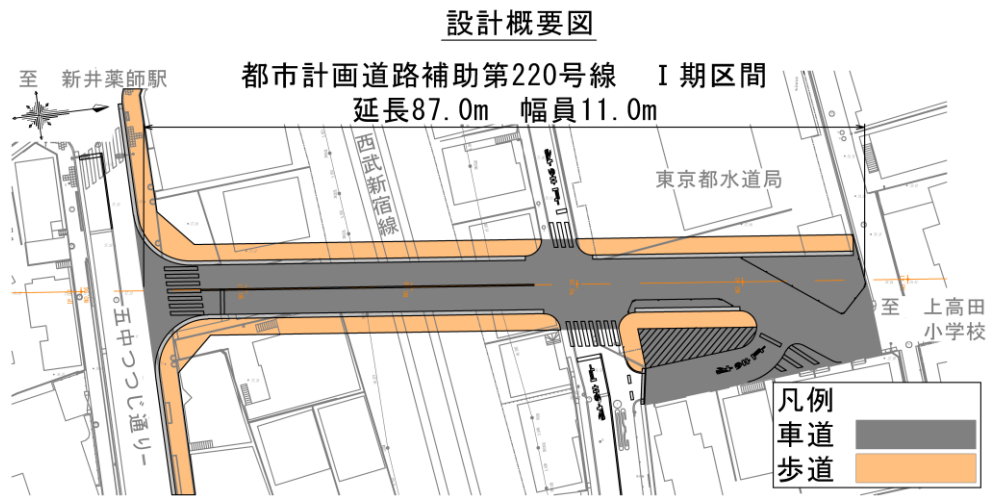
ライフラインの導入空間の確保



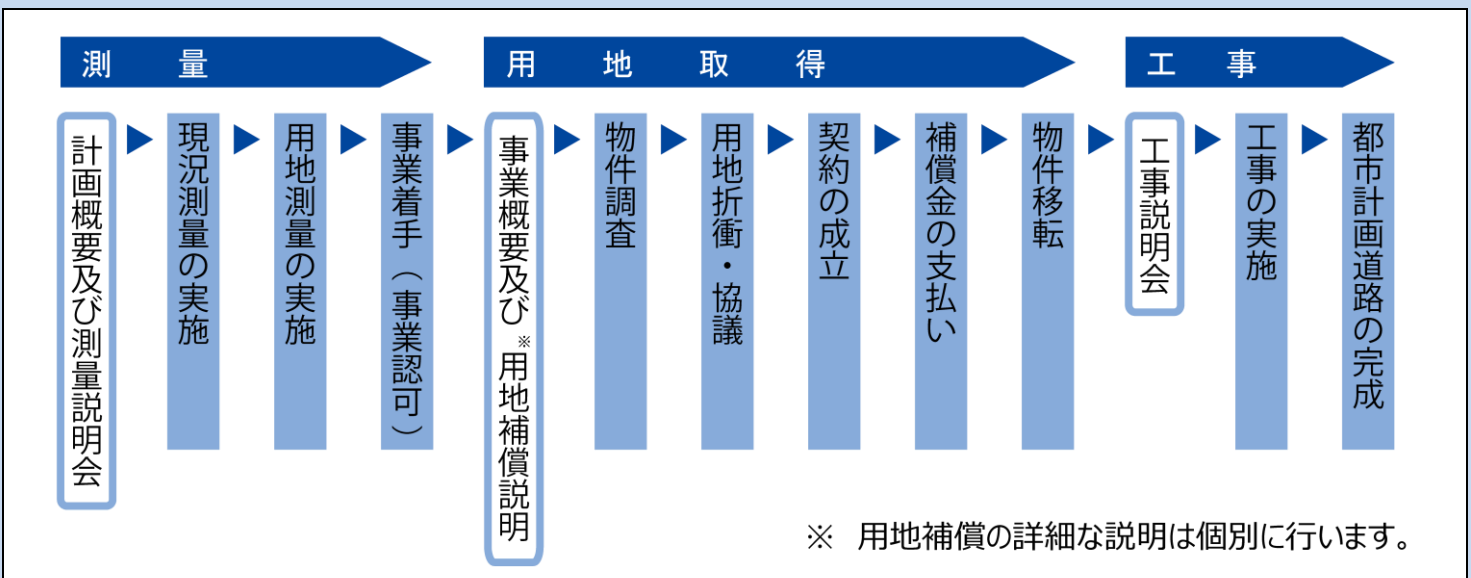
補助第 220 号線事業認可区間（I 期区間）の概要

事業認可日	平成 27 年 12 月 8 日（東京都告示第 1754 号）
施行者の名称	中野区
都市計画事業の種類および名称	東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第 220 号線
事業地	中野区上高田四丁目及び上高田五丁目各地内 （事業区間 上高田四丁目 48 地先～上高田五丁目 36 番先） （五中つつじ通り～線路北側付近）
延長	87m
幅員および道路横断構成	11m（車線 3.0m、路肩 0.5m、歩道 2.0m、2 車線）
事業期間	平成 27 年 12 月 8 日～平成 34 年 3 月 31 日

設計概要図および標準断面イメージ図



都市計画道路の一般的な事業工程



用地の取得・補償

公共事業を進める上で土地が必要な時、土地・建物等の買収・移転・除却等の必要が生じる場合があります。これに伴い土地等の権利者に補償することを用地補償といいます。補償項目は以下の通りです。

・土地売買代金

・物件移転等に対する補償金

- ①建物移転補償 ②工作物移転補償 ③立木補償 ④動産移転補償 ⑤仮住居補償
⑥借家人補償 ⑦営業補償 ⑧家賃減収補償 ⑨移転雑費補償

補償とその対象者一覧 ●:補償の対象 ※ただし該当する損失が生じないと認められる時は補償できません。

補償項目	居住状態 自分の建物に居住 している場合	建物を賃貸借している場合	
		建物所有者	借家人・貸間人
建物移転補償	●	●	—
工作物移転補償	●	●	●
立木補償	●	●	●
動産移転補償	●	—	●
仮住居補償	●(仮住居が必要と認められるとき)	—	●(仮住居が必要と認められるとき)
借家人補償	—	—	●(仮住居補償される場合以外)
営業補償	●(営業者に限る)	●	●(営業者に限る)
家賃減収補償	—	●	—
移転雑費補償	●	●	●

事業認可に伴う法令による制限等

都市計画法第 65 条 建築等の制限

事業地内では、この事業の施行の障害となるおそれのある「土地の形質の変更・建築物の建築・1つの重量が5トンを超える物件の設置・堆積」をしようとする場合、許可が必要となります。(告示の日(平成27年12月8日)から)

都市計画法第 67 条 土地建物等の先買い

事業地内の土地建物等を有償で譲渡しようとする場合、「予定額」「相手方」「所有権以外の権利の種類及び内容とその権利者の住所氏名」の届け出が必要となります。届出から30日以内に施行者から買取の通知をした場合は、施行者との間で売買が成立します。(公告の日(平成27年12月9日)の翌日から起算して10日を経過した後(平成27年12月20日)から)

都市計画法第 68 条 土地の買取請求

事業地内の土地で、土地収用法の規定により収用の手続きが保留されているものの所有者は、施行者に対し、買い取ることを請求できます。

(参考) 新井薬師前駅周辺地区における補助第 220 号線と沿道まちづくりのスケジュール

主な施策	年度等	概ね H27 ~31 年度	概ね H32 ~36 年度	概ね H37 年度以降	備考
補助第 220 号線 (I 期区間) の事業化		■			
上高田一~三丁目地区の防災まちづくり計画策定と必要な都市計画手続き		■			
補助第 220 号線 (II 期区間) の事業化			■		防災まちづくり計画等が まとり次第事業化
上高田一~三丁目地区の避難路の確保と建物の不燃化・耐震化の促進		■			
上高田五丁目地区の街区再編の検討と必要な都市計画手続き			■		
補助第 220 号線 (III 期区間) の事業化				■	
上高田五丁目地区の街区再編の事業化				■	

お問い合わせ

中野区 都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり 分野 電話 03 - 3228 - 8827 FAX 03 - 3228 - 5417